

2025年2月7日

災害時における電気料金等の特別措置に係る
特定小売供給約款の変更等について

当社は、地震・台風等の災害により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置（以下、「災害時の特別措置」）を特定小売供給約款に規定し、本日、経済産業大臣に対して変更届出を行いました。

これにより、災害時の特別措置を本年4月1日より実施いたします。

これまで当社では、災害救助法が適用される都度、電気事業法に基づく認可手続き等を経て、「特定小売供給約款以外の供給条件」により災害時の特別措置を講じてまいりましたが、先般、国の審議会※において、災害時の特別措置を特定小売供給約款に反映するよう整理されたことを踏まえ、特定小売供給約款を変更することとしたものです。

なお、低圧自由料金および高圧・特別高圧についても特定小売供給約款と同等の措置を行うべく、約款の変更等を行い、同年4月1日より実施いたします。

また、特別措置の対象となる災害が発生した際には、お申込み方法を改めてお知らせいたします。

※ 第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会
(2024年3月29日開催)

以 上

(別紙) 災害時における電気料金等の特別措置の概要について